

# 8月30日(日)は

## 『衆議院議員総選挙』 『最高裁判所裁判官国民審査』の投票日です

【公示日】 8月18日(火)

【投票日】 8月30日(日)、午前7時～午後8時

【開票】 8月30日(日)、午後9時～  
(町内11投票所)

(上里町役場4階大会議室)

### 投票について

8月30日(日)、午前7時～午後8時まで、町内11投票所(表①参照)で一斉に行なわれます。

入場券に記載されている投票所にて、投票用紙の交付を受けてから、投票用紙に候補者名等を記入して投票します。必要な方については、代理投票、点字投票の制度もありますので、各投票所にてお申し出ください。入場券は世帯ごとに郵送されます。点字シールを貼付した投票所入場券を希望される方は、あらかじめご連絡ください。入場券を紛

失された場合は、投票当日、投票所の受付係にお申し出ください。

### 期日前投票・不在者投票について

投票日当日に、投票所へ行くことができない方は、投票日前に「期日前投票」及び「不在者投票」をすることができます。

#### ◆投票期間

8月19日(水)～29日(土)  
※国民審査の投票は、8月23日(日)から始まりません。

#### 期日前投票

投票所：上里町役場1階  
町民ホール

持参するもの：入場券

#### 不在者投票

①指定施設で投票をする方法  
都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、その施設内で投票できます。

②滞在地で投票をする方法

町外の滞在が長期にわたる場合は、上里町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、最寄りの市町村の選挙管理

表①

投票所	該当区域(行政区等)
第1 賀美小体育館	黨・金久保上・内出・西金久保・勝場一・勝場二・原一・原二
第2 上里北中会議室	金久保下・金久保下東・天神・真下・堀込
第3 長幡保育園	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明・寺西・新堀・並木沖
第4 長幡小体育館	下郷・宮・上郷・久保・西大御堂・東大御堂南・東大御堂北
第5 七本木小体育館	田中・石倉・丹蔵・岡・東堤・堀之内・横町・阿保町・長浜町
第6 上里町女性センター	立野・立野南・上久城・中久城・本郷一・本郷二・本郷三
第7 上里東公民館	下久城・京塚・古新田
第8 上里東小体育館	三田・三軒
第9 上里町コミュニティセンター	久保新田・四ツ谷・西原町東・西原町西
第10 安盛保育園	一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・東町東・東町西
第11 神保原小体育館	宮本町・八町河原・忍保

表②

身体障害者手帳	両下肢、体幹の障害又は移動機能の障害の程度が、1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が、1級又は3級
	免疫の障害の程度が、1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害の程度が、特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が、特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5

日本の未来をつくる  
あなたの一票



◆問合せ

上里町選挙管理委員会(☎35-1237)

公示日以降に、候補者の氏名や経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を新聞折込みにより配布します。  
新聞未購読の方等は、町内公共施設(役場・各公民館・女性センター)に用意す

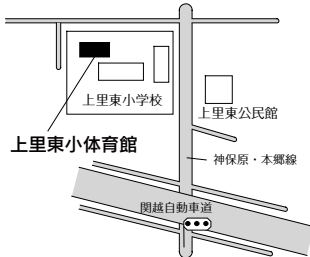
『選挙公報』は  
新聞折込みで  
お届けします

る予定ですのでご利用ください。また、郵送希望の方は、事前に上里町選挙管理委員会へ電話(☎35-1237)又はFAX(33-2429)氏名・住所・電話番号・『選挙公報郵送希望』と明記のうえ【でお申し込みください。】  
※次回選挙からは申込不要で郵送します。

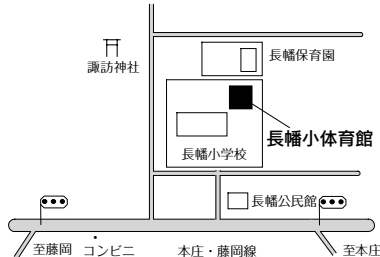
投票所はこちらです  
～各投票所案内図～

各投票所までの詳しい地図については、郵送される入場券の封筒に記載されています。

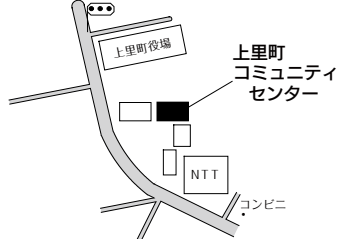
第8投票区(上里東小体育館)



第4投票区(長幡小体育館)



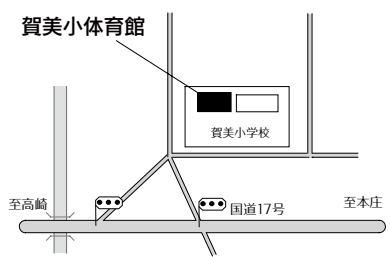
第9投票区  
(上里町コミュニティセンター)



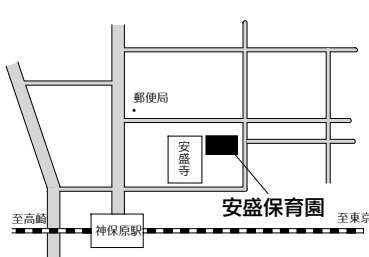
第5投票区(七本木小体育館)



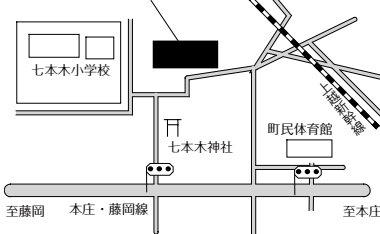
第1投票区(賀美小体育館)



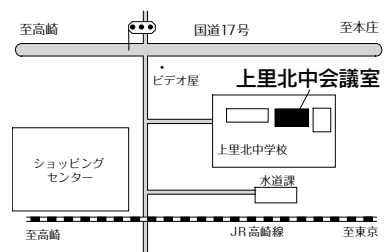
第10投票区(安盛保育園)



第6投票区(上里町女性センター)



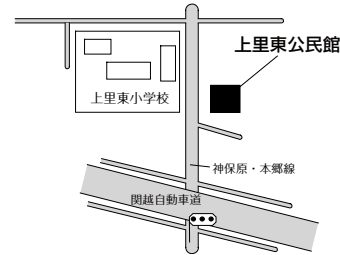
第2投票区(上里北中会議室)



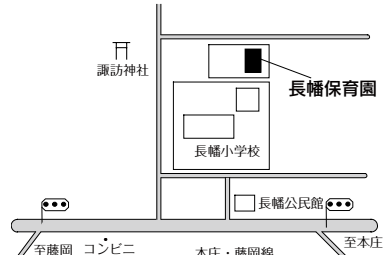
第11投票区(神保原小体育館)



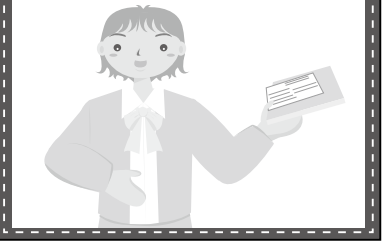
第7投票区(上里東公民館)



第3投票区(長幡保育園)



# 税務通信



## 認定長期優良住宅を新築した場合の 固定資産税が減額されます

◆問合せ：税務課資産税係 ☎35-1220(直)

認定長期優良住宅の新築工事を行なった場合の固定資産税の減額制度が創設されたことにより、平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に、認定長期優良住宅を新築した場合、翌年度から5年度分(中高層耐火建築物は7年度分)の固定資産税が減額されます。

### ◆対象となる住宅の要件

- ①平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の割合が2分の1以上であること
- ④住宅部分の床面積が50平方メートル(戸建以外の貸家住宅にあっては40平方メートル)以上280平方メートル以下であること

### ◆申告方法

新築された日から新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書に、長期優良住宅の認定通知書の写し(「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施工規則」第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し)を添付して税務課資産税係に申告

### ◆その他

※長期優良住宅の認定基準、認定手続き等については、県都市整備部住宅課 ☎048-830-557

層耐火建築物は7年度分)

※長期優良住宅の認定基準、認定手続き等については、県都市整備部住宅課 ☎048-830-557

その他にも税制上の特例措置がありますので、お問い合わせください。

■所得税について  
本庄税務署  
☎22-2111

■登録免許税について  
さいたま地方事務局出張所  
☎22-3264

■不動産取得税について  
本庄県税事務所  
☎22-6153

### ◆減額期間と減額割合

期間：工事が完了した年の翌年度から5年度分(中高

## 国民年金コーナー

No.301

### 裁定請求書が届いたら

年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、「老齢基礎年金」及び「老齢厚生年金」の受給年齢を迎えられる方に、社会保険庁が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の裁定請求書や年金に関するお知らせ(はがき)が送付されます。

#### ◆送付時期と送付物

##### 60歳到達月の3か月前

●受給資格があり(納付済期間等が25年以上)、60歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。60歳の誕生日の前日以降に手続きをしていたかどうかにより異なります。

##### 65歳到達月の3か月前

●受給資格がある国民年金の期間のみや、厚生年金の期間が12か月未満のため、65歳で受給権が発生する方には裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。65歳の誕生日の前日以降に手続きをしていたかどうかにより異なります。

●受給資格はあるが、厚生年金加入期間が12か月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、裁定請求の案内(はがき)が送付されません。

●受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件

#### ◆問合せ：社会保険庁・年金ダイヤル

(IP電話、PHSからは) ☎0570-05-1165  
☎03-6700-1165



65歳以上の  
年金受給者の方

10月より住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)が始まります。

現在、年金を受給されており住民税が課税される方には、年4回、金融機関等の窓口に向き住民税を納めていただいています。この「年金特別徴収制度」の導入により、年金を支給する年金保険者(社会保険庁等)が住民税を年金から引き落とし、町へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれます。

なお、「特別徴収制度」の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

◆対象者

4月1日現在、65歳以上の年金受給者のうち、住民税が課税される方

◆引き落としの開始時期

平成21年10月支給分の年金から引き落とし開始

◆引き落としになる税額

前年中の公的年金等の所得に係る住民税額

◆次の場合は年金特別徴収の対象とはなりません。

- ① 老齢基礎年金等の給付金額が年間18万円未満の方
- ② 公的年金等以外の所得に係る住民税
- ③ 障害年金や遺族年金から介護保険料を特別徴収されている方
- ④ 死亡、転出等の異動が生じた方
- ⑤ 申告や年金支払報告の期限後受理により年金所得額等に変更が生じ、税額が変更になる方

※社会保険庁等から町に「特別徴収依頼処理結果」で「特別徴収ができない」と通知された方には、後日変更の通知書を送付します。

※特別徴収対象者の要件を満たす場合は、基本的に公的年金等の所得に係る住民税を特別徴収の方法以外で納付することはありません。

65歳未満の  
年金受給者の方

65歳未満の公的年金を受給されている方は、公的年金等の所得に対する住民税は普通徴収(納付書や口座振替での納税)になります。

※このため、昨年まで住民税が給与から特別徴収されていた方であっても、公的年金等の所得に係る住民税は普通徴収の方法によって納付していただくこととなります。

納税は便利な口座振替をご利用ください

住民税の納税について口座引き落としを希望される方は、納税通知書に記載されている金融機関の窓口で所定の届出用紙に必要事項を記載のうえ、提出してください。

◆問合せ：税務課住民税係

【☎35-1220内1132、1133】

住民税の住宅ローン控除申告をお忘れなく！

税源移譲で所得税が減り、所得税で受けられるはずの住宅ローン控除額が減ってしまう方は、この申告をすることにより所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額を住民税から控除します。

◆対象者

平成11年～18年末までに入居し、既に所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額が発生した方

◆申告書の取得場所

役場税務課住民税係⑩番窓口、又は町ホームページ「申請書ダウンロード」

◆申告方法

【確定申告をされた方】  
確定申告書と共に税務署へ提出してください。既に確定申告を済ませているが、住民税の住宅ローン控除申

告書を提出し忘れてしまった方は、確定申告書の控えと認め印を持参のうえ、役場税務課住民税係⑩番窓口へお越しください。  
【年末調整済みで確定申告をされていない方】  
源泉徴収票の原本を申告書に添付し押印のうえ、役場税務課住民税係⑩番窓口へ提出してください。記載方法等が分からない場合は、源泉徴収票の原本と認め印を持参のうえ、来庁してください。

◆問合せ：税務課住民税係  
【☎35-1220内1132、1133】

納税窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

◆8月の開庁日

[夜間(午後9時まで)]  
8月5日(水)・17日(月)・25日(火)  
[休日(午前8時30分～正午)]  
8月9日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係  
【☎35-1220(直)】

- 税の納付は便利、確実な『口座振替』のご利用を!
- 税は納期限内に納めましょう!